

第2号様式(第10条関係)

令和7年 4 月 30 日

沖縄県議会議長 殿

沖縄県議会議員

米須 清一郎



令和6年度政務活動費に係る収支報告について

沖縄県政務活動費の交付に関する条例第10条第1項に基づき、別紙のとおり令和6年度政務活動費収支報告書を提出します。



別紙

令和6年度 政務活動費収支報告書

議員名 米須 清一郎

1 収 入 政務活動費 1,350,000 円

2 支 出

(単位:円)

項 目	支 出 額	備 考
調 査 研 究 費		
研 修 費		
広 聴 広 報 費		
要 請 陳 情 等 活 動 費		
会 議 費		
資 料 作 成 費		
資 料 購 入 費	49,060	沖縄タイムス購読料27,675円、日本経済新聞デジタル版購読料21,385円
事 務 所 費	1,282,480	看板代135,000円、家賃990,000円、Wi-Fi利用料38,439円、電気料金88,314円、上下水道料金30,727円
事 務 費	148,500	パソコンリース料148,500円
人 件 費		
合 計	1,480,040	

注 備考欄には、主たる支出の内訳を記入する。

3 残 余 0 円

統一様式－①

経 費 区 分 別 支 出 一 覧 表

経費区分

資料購入費

日付	使 途 内 容	支出額	充当割合	充当額
毎月払	沖縄タイムス購読料(7月～3月)	27,675	全額	27,675
毎月払	日本経済新聞デジタル版購読料(11月～3月)	21,385	全額	21,385
資料購入費 充当合計				49,060

・ 沖縄タイムス購読料 (令和6年7月～令和7年3月分)

・ 充当割合 全額充当 政務活動のため

・ 充当額 27,675 円

資料購入費

沖縄タイムス購読料		
06-08-07 WTU	3,075	タイムズツキヤタナヒ
06-09-09 WTU	3,075	タイムズツキヤタナヒ
06-10-07 WTU	3,075	タイムズツキヤタナヒ
06-11-07 WTU	3,075	タイムズツキヤタナヒ
06-12-09 WTU	3,075	タイムズツキヤタナヒ
07-01-07 WTU	3,075	タイムズツキヤタナヒ
07-02-07 WTU	3,075	タイムズツキヤタナヒ
07-03-07 WTU	3,075	タイムズツキヤタナヒ
07-04-07 WTU	3,075	タイムズツキヤタナヒ

店番号

口座番号

米須 清一郎 様

通帳

(銀行コード 0187)

琉球銀行



発行年月日 2025年 5月 8日

資料購入費

米須 清一郎 様

支払証明書

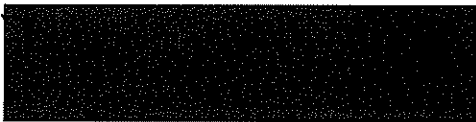
ご請求月	ご請求 コード	お支払額 (円)	うち消費税等 (円)	取納年月日	備考	請求先ご名称
2024年12月	8034427573			*****	クレジット会社決済分	米須 清一郎
2025年 1月	8034427573			*****	クレジット会社決済分	米須 清一郎
2025年 2月	8034427573			*****	クレジット会社決済分	米須 清一郎
2025年 3月	8034427573			*****	クレジット会社決済分	米須 清一郎
2025年 4月	8034427573			*****	クレジット会社決済分	米須 清一郎
合計 (クレジット会社決済分除く)			0			0
合計 (クレジット会社決済分)						

上記の料金は、領収済であることを証明いたします。

※クレジットカードでお支払いのお客さまは、ご契約されているクレジットカード会社へ上記料金のお支払いがない場合、本証明書は無効となります。

※翌月合算請求（請求見送り）に該当するご請求月は、「うち消費税等」を非表示としております。
ご請求額に応じた消費税額につきましては、請求書にてご確認ください。

12月のご請求額合計



請求発行年月日 2024/12/04

クレジットカード会社よりご請求
お支払い状況については、
クレジットカード会社にお問い合わせください。

ご請求額内訳

1	au電話料金		✓
2	auかんたん決済利用料 (通信料合算請求)		✓
3	au機器代金/ その他商品代金		✓



新規・再入会対象! Huluご契約&auかんたん決済利用で

Pontaポイント 毎月10%還元 キャンペーン

キャンペーン期間 2024年9月10日(火)11:00 ~ 終了日未定

詳しくはこちら ▶

ご利用明細



(< 11月 2024年12月 ◇ 1月 >

ご利用金額
合計



2件

通信料金合算請求



2024/12/10 日本経済新聞
電子版

¥4,277

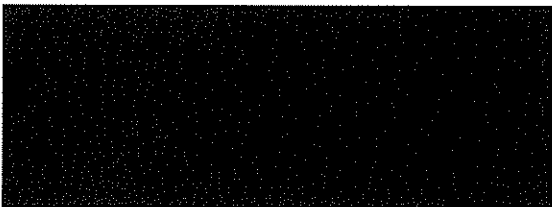
2024/12/06



請求継続対象

- ・ 日本経済新聞デジタル版購読料 令和6年11月分
- ・ 充当割合 全額充当 政務活動のため
- ・ 充当額 4,277 円

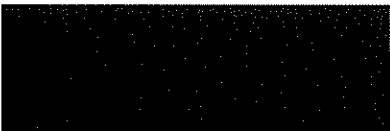
1月のご請求額合計



請求発行年月日 2025/01/06

クレジットカード会社よりご請求
お支払い状況については、
クレジットカード会社にお問い合わせください。

ご請求額内訳

1	au電話料金		✓
2	auかんたん決済利用料 (通信料合算請求)		✓
3	au機器代金/ その他商品代金		✓

アプリストアでの
キャリア決済
利用で

合計
最大

55,000

ポイント



あたる!もらえる! 要エントリー

条件・期間等はこちら▶

ご利用明細



< 12月

2025年01月

2月 >

ご利用金額
合計



2件

通信料金合算請求



2025/01/10

日本経済新聞
電子版

¥4,277

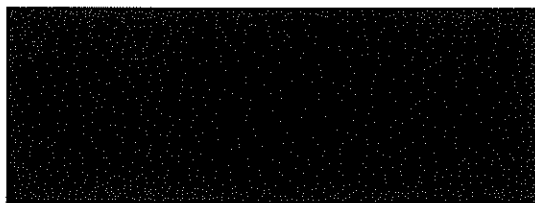
2025/01/06



請求継続対象

- ・ 日本経済新聞デジタル版購読料 令和6年12月分
- ・ 充当割合 全額充当 政務活動のため
- ・ 充当額 4,277 円

2月のご請求額合計



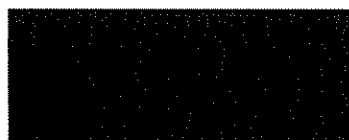
請求発行年月日 2025/02/05

クレジットカード会社よりご請求

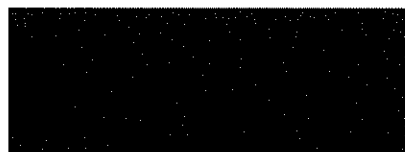
お支払い状況については、
クレジットカード会社にお問い合わせください。

ご請求額内訳

1 au電話料金



2 auかんたん決済利用料
(通信料合算請求)



3 au機器代金/
その他商品代金





新規・再入会対象! Huluご契約 & auかんたん決済利用で
Pontaポイント 毎月10%還元 キャンペーン
キャンペーン期間 2024年9月10日(火) 11:00 ~ 終了日未定 詳しくはこちら ▶

ご利用明細



◀ 1月 2025年02月 ◇ 3月 ▶

ご利用金額
合計



2件

通信料金合算請求



2025/02/10

日本経済新聞
電子版

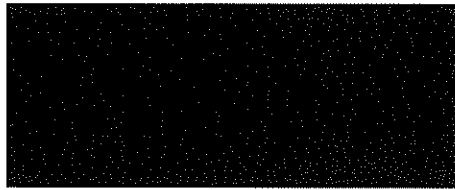
¥4,277

2025/02/06



- ・ 日本経済新聞デジタル版購読料 令和7年1月分
- ・ 充当割合 全額充当 政務活動のため
- ・ 充当額 4,277 円

3月のご請求額合計

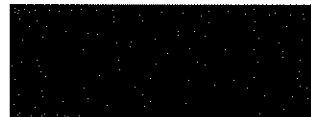


請求発行年月日 2025/03/05

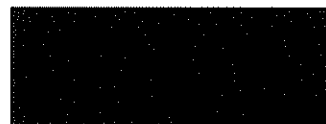
クレジットカード会社よりご請求
お支払い状況については、
クレジットカード会社にお問い合わせください。

ご請求額内訳

1 au電話料金



2 auかんたん決済利用料
(通信料合算請求)



3 au機器代金/
その他商品代金



アプリストアでの
キャリア決済
利用で

合計
最大

55,000 ポイント

au UQ
mobile



あたる!もらえる! 要エントリー

条件・期間等はこちら▶

ご利用明細



< 2月

2025年03月

4月 >

ご利用金額
合計



2件

通信料金合算請求

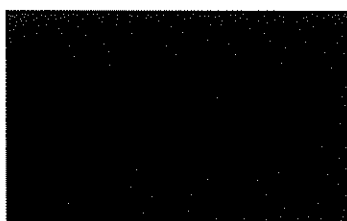


2025/03/10

日本経済新聞
電子版

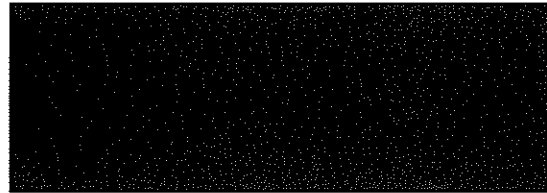
¥4,277

2025/03/06



- ・ 日本経済新聞デジタル版購読料 令和7年2月分
- ・ 充当割合 全額充当 政務活動のため
- ・ 充当額 4,277 円

4月のご請求額合計



請求発行年月日 2025/04/03

クレジットカード会社よりご請求

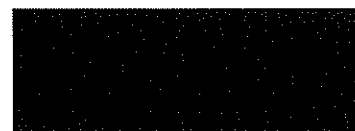
お支払い状況については、
クレジットカード会社にお問い合わせください。

ご請求額内訳

1 au電話料金

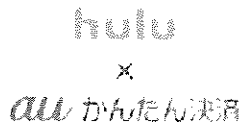


2 auかんたん決済利用料
(通信料合算請求)



3 au機器代金/
その他商品代金





新規・再入会対象! Huluご契約&auかんたん決済利用で
Pontaポイント 毎月10%還元 キャンペーン
キャンペーン期間 2024年9月10日(火)11:00 ~ 終了日未定 詳しくはこちら ▶

ご利用明細



< 3月

2025年04月 ◇

5月 >

ご利用金額
合計



2件

通信料金合算請求



2025/04/10

日本経済新聞
電子版

¥4,277

2025/04/06



- ・ 日本経済新聞デジタル版購読料 令和7年3月分
- ・ 充当割合 全額充当 政務活動のため
- ・ 充当額 4,277 円

・ 充当割合 全額充当 政務活動のため
 ・ 充当額 135,000 円

領 収 証

米須清一郎

様

No. _____

★ ¥ 135,000 -

内 訳
 現 金
 小切手 /
 手 形 /
 消費税額等 (%)

但し 看板代として

R6 年 9 月 20 日 上記正に領収いたしました



株式
会社

コネクソン



T904-0111 沖縄県北谷町字砂辺430番地
 代表取締役 國場 永健
 TEL098-936-5293 FAX098-936-5089
 登録番号 T6360001014998

コクヨ ウケ-98

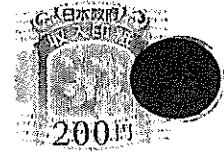
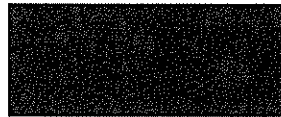
政務活動の為、全額充当

事務所費

領 収 証 米須清一郎 様

¥110,000

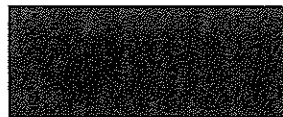
但 令和6年7月分家賃代として
令和6年 7 月 1 日 上記の金額、正に領収いたしました



領 収 証 米須清一郎 様

¥110,000

但 令和6年8月分家賃代として
令和6年 8 月 1 日 上記の金額、正に領収いたしました



領 収 証 米須清一郎 様

¥110,000

但 令和6年9月分家賃代として
令和6年 9 月 1 日 上記の金額、正に領収いたしました



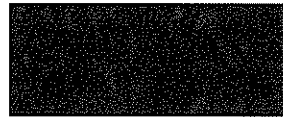
政務活動の為、全額充当

事務所費

領 収 証 米須清一郎 様

¥110,000

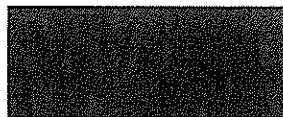
但 令和6年10月分家賃代として
令和6年 10 月 1 日 上記の金額、正に領収いたしました



領 収 証 米須清一郎 様

¥110,000

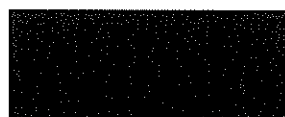
但 令和6年11月分家賃代として
令和6年 11 月 1 日 上記の金額、正に領収いたしました



領 収 証 米須清一郎 様

¥110,000

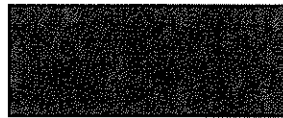
但 令和6年12月分家賃代として
令和6年 12 月 1 日 上記の金額、正に領収いたしました



領 収 証 米須清一郎 様

¥110,000

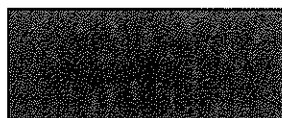
但 令和7年1月分家賃代として
令和7年 1月 6日 上記の金額、正に領収いたしました



領 収 証 米須清一郎 様

¥110,000

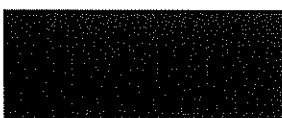
但 令和7年2月分家賃代として
令和7年 2月 1日 上記の金額、正に領収いたしました



領 収 証 米須清一郎 様

¥110,000

但 令和7年3月分家賃代として
令和7年 3月 1日 上記の金額、正に領収いたしました



事 務 所 概 要 申 告 票

議員名 米須 清一郎

1. 物件の所在

住所	北谷町字桑江616-2、同617-4	
電話番号	098-936-7065	

2. 所有区分

☐ 自宅兼事務所
☐ 自己所有物件

※自宅兼事務所 又は 自己所有物件の場合は、ここまでで完了(署名・押印も不要)

☒ 専用事務所			
☒ 賃借事務所			
・賃貸借契約先 []			
・所有者	☐ 親族(続柄:)	☐ 関連会社	☒ 第三者
・議員との生計	☐ 議員と生計同一	☒ 議員と生計別	

事務所概要について、上記記載のとおり申告します。

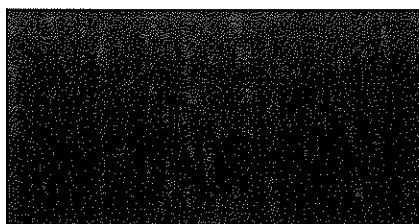
賃借人 沖縄県議会議員

米須 清一郎



賃貸人 氏名

住所



事務所費充当状況申告票

議員名

米須 清一郎

1. 事務所の状況

住所	北谷町字桑江616-2、同617-4
----	--------------------

(事務所の外観)



(事務所の内観)



2. 充当割合とその説明

充当割合	全額充当
------	------

充当割合の説明：

当該事務所は、政務活動として専用である。

(関係経費)

家賃(月額)	110,000 円
その他	円
	円

(充当額)

家賃(月額)	110,000 円
その他	円
	円

事務所充当状況について、上記記載のとおり申告します。

沖縄県議会議員

米須 清一郎



賃貸借契約書

第1条(合意)

賃貸人 以下「甲」というのは、賃借人米須清一郎(以下「乙」という)に対し下記の建物(以下「本件建物」という)を賃貸し、乙はこれを賃借する。

記

所 在 北谷町字桑江616番地2、617番地4 (家屋番号 616番地2)
名 称 登見里
構 造 鉄筋コンクリートブロック造陸屋根平屋建 (98.28平方メートル)

第2条(使用目的)

- ① 乙は本件建物を選挙事務所として使用し、その他の目的に使用してはならない。
- ② 乙は本件建物を原状のまま借り受け使用するものとする。
- ③ 甲は乙が選挙事務所使用にあたり、本件建物造作の模様替えの必要を生じる場合は、あらかじめ甲はこの書面によって許可をするが、明け渡しの際は自費をもって原状に復する(躯体以外の乙持ち込み物の処理)。

第3条(賃貸借期間)

賃貸借期間は令和7年1月1日より令和7年6月30日まで満6ヵ月とする。

第4条(賃料)

賃料は月額110,000円とし、毎月末日までにその翌月分を甲に持参または甲の指定する銀行口座に振り込んで支払うものとする。

第5条(賃料の改訂)

賃料の改訂は物価、公租公課、近隣建物賃料の変動を勘案して、甲乙協議のうえ決定するものとする。

第6条(付加使用料)

乙は第4条の賃料のほか付加使用料として下記料金及び費用を支払わなければならない。

- (1) 電気・水道・ガス料金、衛生清掃費、冷暖房費
- (2) その他賃借物件の使用上賃借人の負担となるべき諸経費

第7条(禁止事項)

- 乙は次の行為をしてはならない。
- (1) 第2条に定めた目的以外を使用すること。
 - (2) 賃借権の譲渡(担保提供その他これに準ずる場合を含む)、賃借物件の転貸(その他これに準ずる場合を含む)。
 - (3) 名称のいかなを問わず、事実上第三者の使用に供すること。

第9条(修繕費の負担)

- ① 甲は、本件建物の本体の維持保全に必要な修繕を行なう義務を負わない。
- ② 乙は、建具・造作、給排水施設、照明器具、壁等日常の使用によって損耗する部分につき修繕費用を負担する。
- ③ 費用の負担につき疑義のあるときは、甲、乙協議のうえ決定する。

第10条(契約の解除)

乙に次の各号の一に該当する事由の生じたときは、何らの通知催告を要せず、甲は本契約を解除することができる。

- (1) 賃料の支払いを3ヵ月以上怠ったとき
- (2) 無断で本件建物から退去したとき、または正当な理由なく1ヵ月以上本件建物を使用しないとき
- (3) その他本契約の条項に違反したとき

第11条(明け渡し)

- ① 本契約が終了したときは、乙は、甲と協議のうえ定めた期日までに自己の所有物を自己の費用で収去し、原状に復したうえ、明け渡す。
- ② 第1項の場合において、乙は何らの名目をもってするも移転料、立退料その他これに類するものを請求しない。

第12条(損害賠償)

乙は故意及び過失を問わず本件建物に損害を与えた時は甲に対して損害賠償をしなければならない。

第13条(解約申し入れ)

乙の都合により本契約を解除するときは、3ヵ月間に通告し、期間終了と同時に乙は完全に甲に選挙事務所を明け渡すものとする。

ただし、右の場合に乙が賃料の3ヵ月分を即時に支払うときは、即時に本契約を解除することができる。

令和6年12月11日

(賃貸人)

(賃借人)

米須 清一郎

事務所 豊



賃貸借契約書

第1条(合意)

貸貸人  以下「甲」というのは、賃借人米須清一郎(以下「乙」という)に対し下記の建物(以下「本件建物」という)を賃貸し、乙はこれを賃借する。

記

所 在 北谷町字桑江616番地2、617番地4 (家屋番号 616番地2)
名 称 豊見里
構 造 鉄筋コンクリートブロック造陸屋根平屋建 (98.28平方メートル)

第2条(使用目的)

- ① 乙は本件建物を選挙事務所として使用し、その他の目的に使用してはならない。
- ② 乙は本件建物を原状のまま借り受け使用するものとする。
- ③ 甲は乙が選挙事務所使用にあたり、本件建物造作の模様替えの必要を生じる場合は、あらかじめ甲はこの書面によって許可をするが、明け渡しの際は自費をもって原状に復する(躯体以外の乙持ち込み物の処理)。

第3条(賃貸借期間)

賃貸借期間は令和6年7月1日より令和6年12月31日まで満6ヵ月とする。

第4条(賃料)

賃料は月額110,000円とし、毎月末日までにその翌月分を甲に持参または甲の指定する銀行口座に振り込んで支払うものとする。

第5条(賃料の改訂)

賃料の改訂は物価、公租公課、近隣建物賃料の変動を勘案して、甲乙協議のうえ決定するものとする。

第6条(付加使用料)

乙は第4条の賃料のほかに付加使用料として下記料金及び費用を支払わなければならない。

- (1) 電気・水道・ガス料金、衛生清掃費、冷暖房費
- (2) その他賃借物件の使用上賃借人の負担となるべき諸経費

第7条(禁止事項)

乙は次の行為をしてはならない。

- (1) 第2条に定めた目的以外を使用すること。
- (2) 賃借権の譲渡(担保提供その他これに準ずる場合を含む)、賃借物件の転賃(その他これに準ずる場合を含む)。
- (3) 名義のいかんを問わず、事実上第三者の使用に供すること。

第9条(修繕費の負担)

- ① 甲は、本件建物の本体の維持保全に必要な修繕を行なう義務を負わない。
- ② 乙は、建具・造作、給排水施設、照明器具、壁等日常の使用によって損耗する部分につき修繕費用を負担する。
- ③ 費用の負担につき疑義のあるときは、甲、乙協議のうえ決定する。

第10条(契約の解除)

乙に次の各号の一に該当する事由の生じたときは、何らの通知催告を要せず、甲は本契約を解除することができる。

- (1) 賃料の支払いを3ヵ月以上怠ったとき
- (2) 無断で本件建物から退去したとき、または正当な理由なく1ヵ月以上本件建物を使用しないとき
- (3) その他本契約の条項に違反したとき

第11条(明け渡し)

- ① 本契約が終了したときは、乙は、甲と協議のうえ定めた期日までに自己の所有物を自己の費用で収去し、原状に復したうえ、明け渡す。
- ② 第1項の場合において、乙は何らの名目をもってするも移転料、立退料その他これに類するものを請求しない。

第12条(損害賠償)

乙は故意及び過失を問わず本件建物に損害を与えた時は甲に対して損害賠償をしなければならない。

第13条(解約申し入れ)

乙の都合により本契約を解除するときは、3ヵ月間に通告し、期間終了と同時に乙は完全に甲に選挙事務所を明け渡すものとする。

ただし、右の場合に乙が賃料の3ヵ月分を即時に支払うときは、即時に本契約を解除することができる。

令和6年7月1日

(貸貸人)

(賃借人)

米須清一郎

事務所費

カード種類	一般
カード名称	
カード番号	

照会月

2024年9月

明細作成日

2024年8月23日

お支払日	2024年9月10日
今回ご請求合計額	
(1) 今回ご請求額	
(2) 事前お支払額	
合計[(1) - (2)]	

▶ 「割賦販売法上の用語について」

※改正割賦販売法（2021年4月1日施行）に係るご利用明細の書面交付についてはこちらをご参照ください。

ショッピングご利用分

・ Wi-Fi利用料 令和6年7月分

・ 充当割合 全額充当 政務活動のため

・ 充当額 4,271 円

利用日	2024/6/30	利用者	V8298
利用内容	YAMADAAirMobile		
利用区分	1 回払い		
新規利用額			4,271
今回請求額			4,271

米須 清一郎 様

事務所費

2024年10月分のご利用明細（確定）を表示しております。

カード種類 一般

カード名称

カード番号

照会月

2024年10月



明細作成日

2024年9月23日

お支払日

2024年10月10日

今回ご請求合計額

(1) 今回ご請求額

(2) 事前お支払額

合計[(1) - (2)]

▶ 「割賦販売法上の用語について」

※改正割賦販売法（2021年4月1日施行）に係るご利用明細の書面交付については[こちら](#)をご参照ください。

ショッピングご利用分

- ・ Wi-Fi利用料 令和6年8月分
- ・ 充当割合 全額充当 政務活動のため
- ・ 充当額 4,271 円



利用日	2024/7/31	利用者	V8298
利用内容	YAMADA Air Mobile		
利用区分	1 回払い		
新規利用額	4,271		
今回請求額	4,271		

米須 清一郎 様

2024年11月分のご利用明細（確定）を表示しております。

事務所費

カード種類

一般

カード名称

カード番号

照会月

2024年11月

明細作成日

2024年10月24日

お支払日	2024年11月11日
今回ご請求合計額	
(1) 今回ご請求額	
(2) 事前お支払額	
合計[(1) - (2)]	

▶ 「割賦販売法上の用語について」

※改正割賦販売法（2021年4月1日施行）に係るご利用明細の書面交付についてはこちらをご参照ください。

ショッピングご利用分

・ Wi-Fi利用料 令和6年9月分

・ 充当割合 全額充当 政務活動のため

・ 充当額 4,271 円

利用日	2024/8/31	利用者	V8298
利用内容	YAMADAAirMobile		
利用区分	1 回払い		
新規利用額	4,271		
今回請求額	4,271		

米須 清一郎 様

事務所費

2024年12月分のご利用明細（確定）を表示しております。

カード種類 一般

カード名称

カード番号

照会月

2024年12月

明細作成日

2024年11月23日

お支払日

2024年12月10日

今回ご請求合計額

(1) 今回ご請求額

(2) 事前お支払額

合計[(1) - (2)]

▶ 「割賦販売法上の用語について」

※改正割賦販売法（2021年4月1日施行）に係るご利用明細の書面交付についてはこちらをご参照ください。

ショッピングご利用分

・ Wi-Fi利用料 令和6年10月分
・ 充当割合 全額充当 政務活動のため
・ 充当額 4,271 円

利用日

2024/9/30

利用者

V8298

利用内容

YAMADA Air Mobile

利用区分

1 回払い

新規利用額

4,271

今回請求額

4,271

米須 清一郎 様

事務所費

2025年1月分のご利用明細（確定）を表示しております。

カード種類

一般

カード名称

カード番号

照会月

2025年1月

▼

明細作成日

2024年12月23日

お支払日

2025年1月10日

今回ご請求合計額

(1) 今回ご請求額

(2) 事前お支払額

合計[(1) - (2)]

▶ 「割賦販売法上の用語について」

※改正割賦販売法（2021年4月1日施行）に係るご利用明細の書面交付についてはこちらをご参照ください。

ショッピングご利用分

・ Wi-Fi利用料 令和6年11月分

・ 充当割合 全額充当 政務活動のため

・ 充当額 4,271 円

利用日	2024/10/31	利用者	V8298
利用内容	YAMADA Air Mobile		
利用区分	1回払い		
新規利用額	4,271		
今回請求額	4,271		

カード種類

一般

カード名称

カード番号

照会月

2025年2月

明細作成日

2025年1月23日

お支払日	2025年2月10日
今回ご請求合計額	
(1) 今回ご請求額	
(2) 事前お支払額	
合計[(1) - (2)]	

▶ 「割賦販売法上の用語について」📄

※改正割賦販売法（2021年4月1日施行）に係るご利用明細の書面交付については[こちら](#)をご参照ください。

ショッピングご利用分

・ Wi-Fi利用料 令和6年12月分

・ 充当割合 全額充当 政務活動のため

・ 充当額 4,271 円

利用日	2024/11/30	利用者	V8298
利用内容	YAMADA Air Mobile		
利用区分	1 回払い		
新規利用額	4,271		
今回請求額	4,271		

カード種類

一般

カード名称

カード番号

照会月

2025年3月

明細作成日

2025年2月23日

お支払日	2025年3月10日
今回ご請求合計額	
(1) 今回ご請求額	
(2) 事前お支払額	
合計[(1) - (2)]	

▶「割賦販売法上の用語について」📄

※改正割賦販売法（2021年4月1日施行）に係るご利用明細の書面交付についてはこちらをご参照ください。

ショッピングご利用分

・ Wi-Fi利用料 令和7年1月分

・ 充当割合 全額充当 政務活動のため

・ 充当額 4,271 円

利用日	2024/12/31	利用者	V8298
利用内容	YAMADAAirMobile		
利用区分	1回払い		
新規利用額	4,271		
今回請求額	4,271		

米須 清一郎 様

事務所費

2025年4月分のご利用明細（確定）を表示しております。

カード種類

一般

カード名称

カード番号

照会月

2025年4月

▼

明細作成日

2025年3月24日

お支払日

2025年4月10日

今回ご請求合計額

(1) 今回ご請求額

(2) 事前お支払額

合計[(1) - (2)]

▶ 「割賦販売法上の用語について」

※改正割賦販売法（2021年4月1日施行）に係るご利用明細の書面交付についてはこちらをご参照ください。

ショッピングご利用分

- ・ Wi-Fi利用料 令和7年2月分
- ・ 充当割合 全額充当 政務活動のため
- ・ 充当額 4,271 円



利用日	2025/1/31	利用者	V8298
利用内容	YAMADA Air Mobile		
利用区分	1 回払い		
新規利用額	4,271		
今回請求額	4,271		

カード種類

一般

カード名称

カード番号

照会月

2025年5月

明細作成日

2025年4月24日

お支払日	2025年5月12日
今回ご請求合計額	
(1) 今回ご請求額	
(2) 事前お支払額	
合計[(1) - (2)]	

▶ [「割賦販売法上の用語について」](#)

※改正割賦販売法（2021年4月1日施行）に係るご利用明細の書面交付については[こちら](#)をご参照ください。

ショッピングご利用分

・ Wi-Fi利用料 令和7年3月分

・ 充当割合 全額充当 政務活動のため

・ 充当額 4,271 円

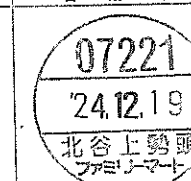
利用日	2025/2/28	利用者	V8298
利用内容	YAMADA Air Mobile		
利用区分	1 回払い		
新規利用額	4,271		
今回請求額	4,271		

事務所費

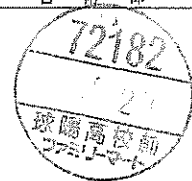
- ・ 充当割合 全額充当 政務活動のため
- ・ 充当額 16,575 円

電気料金領収証	
沖縄電力株式会社 登録番号 T3360001008565	
R 6年 8月分	料金算定期間 7月 3日~ 8月 2日
金 額	ご使用量 433 kWh
金 額	16,575 円
電 気 番 号	ご契約種別
40354- 74-1-4	従量電灯
消費 消費税率等附加額(10%) 円	
1,506	
ご依頼人 米須 清一郎 様	
ご使用場所 北谷町字桑江 616-2	
ご契約者 米須 清一郎 様	
支払期日(上記参照)	R 6年 9月 2日
金融機関取扱期限日	R 6年 9月 12日まで
コンビニ等取扱期限日	R 6年 9月 22日まで
備 考	日 附 印
	
(A)お客さま控	

- ・ 充当割合 全額充当 政務活動のため
- ・ 充当額 25,286 円

電気料金領収証	
沖縄電力株式会社 登録番号 T3360001008565	
R 6年 11月分	料金算定期間 10月 3日~ 11月 3日
金 額	ご使用量 687 kWh
金 額	25,286 円
電 気 番 号	ご契約種別
40354- 74-1-4	従量電灯
消費 消費税率等附加額(10%) 円	
2,298	
ご依頼人 米須 清一郎 様	
ご使用場所 北谷町字桑江 616-2	
ご契約者 米須 清一郎 様	
支払期日(上記参照)	R 6年 12月 4日
金融機関取扱期限日	R 6年 12月 13日まで
コンビニ等取扱期限日	R 6年 12月 24日まで
備 考	日 附 印
	
(A)お客さま控	

- ・ 充当割合 全額充当 政務活動のため
- ・ 充当額 15,134 円

電気料金領収証	
沖縄電力株式会社 登録番号 T3360001008565	
R 6年 9月分	料金算定期間 8月 3日~ 9月 3日
金 額	ご使用量 440 kWh
金 額	15,134 円
電 気 番 号	ご契約種別
40354- 74-1-4	従量電灯
消費 消費税率等附加額(10%) 円	
1,375	
ご依頼人 米須 清一郎 様	
ご使用場所 北谷町字桑江 616-2	
ご契約者 米須 清一郎 様	
支払期日(上記参照)	R 6年 10月 4日
金融機関取扱期限日	R 6年 10月 11日まで
コンビニ等取扱期限日	R 6年 10月 24日まで
備 考	日 附 印
	
(A)お客さま控	

- ・ 充当割合 全額充当 / 政務活動のため
- ・ 充当額 9,068 円

- ・ 充当割合 全額充当 政務活動のため
- ・ 充当額 8,997 円

電気料金領収証

沖縄電力株式会社		登録番号 T3360001008565	
R 6 年 12 月分	料金算定期間 11 月 4 日 ~ 12 月 3 日	ご使用量 247 kWh	
金額	億 千 百 十 万 千 百 十 円	9 0 6 8	
振込先	銀行 振込		
電気番号	40354- 74-1-4	従量電灯	824
ご依頼人 米須 清一郎 様 ご使用場所 北谷町字桑江 6 1 6 - 2 ご契約者 米須 清一郎 様			
支払期日(上記参照)		R 7 年 1 月 6 日	
金融機関取扱期限日		R 7 年 1 月 16 日まで	
コンビニ等取扱期限日		R 7 年 1 月 26 日まで	
備考		日 附 印	
			
収入印紙 (A)お客さま控			

領収証は、大切に保管してください。

電気料金領収証

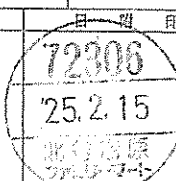
沖縄電力株式会社		登録番号 T3360001008565	
R 7 年 1 月分	料金算定期間 12 月 4 日 ~ 1 月 6 日	ご使用量 240 kWh	
金額	億 千 百 十 万 千 百 十 円	8 9 9 7	
振込先	銀行 振込		
電気番号	40354- 74-1-4	従量電灯	799
ご依頼人 米須 清一郎 様 ご使用場所 北谷町字桑江 6 1 6 - 2 ご契約者 米須 清一郎 様			
支払期日(上記参照)		R 7 年 2 月 6 日	
金融機関取扱期限日		R 7 年 2 月 14 日まで	
コンビニ等取扱期限日		R 7 年 2 月 26 日まで	
備考		日 附 印	
			
収入印紙 (A)お客さま控			

領収証は、大切に保管してください。

- ・ 充当割合 全額充当 政務活動のため
- ・ 充当額 6,717 円

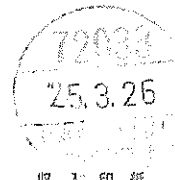
- ・ 充当割合 全額充当 政務活動のため
- ・ 充当額 6,537 円

電気料金領収証

沖縄電力株式会社		登録番号 T3360001008565	
R 7 年 2 月分	料金算定期間 1 月 7 日 ~ 2 月 3 日	ご使用量 201 kWh	
金額	億 千 百 十 万 千 百 十 円	6 7 1 7	
振込先	銀行 振込		
電気番号	40354- 74-1-4	従量電灯	610
ご依頼人 米須 清一郎 様 ご使用場所 北谷町字桑江 6 1 6 - 2 ご契約者 米須 清一郎 様			
支払期日(上記参照)		R 7 年 3 月 6 日	
金融機関取扱期限日		R 7 年 3 月 14 日まで	
コンビニ等取扱期限日		R 7 年 3 月 26 日まで	
備考		日 附 印	
			
収入印紙 (A)お客さま控			

領収証は、大切に保管してください。

電気料金領収証

沖縄電力株式会社		登録番号 T3360001008565	
R 7 年 3 月分	料金算定期間 2 月 4 日 ~ 3 月 3 日	ご使用量 195 kWh	
金額	億 千 百 十 万 千 百 十 円	6 5 3 7	
振込先	銀行 振込		
電気番号	40354- 74-1-4	従量電灯	594
ご依頼人 米須 清一郎 様 ご使用場所 北谷町字桑江 6 1 6 - 2 ご契約者 米須 清一郎 様			
支払期日(上記参照)		R 7 年 4 月 3 日	
金融機関取扱期限日		R 7 年 4 月 11 日まで	
コンビニ等取扱期限日		R 7 年 4 月 23 日まで	
備考		日 附 印	
			
収入印紙 (A)お客さま控			

領収証は、大切に保管してください。

事務所費

・ 充当割合 全額充当 政務活動のため
 ・ 充当額 22,858 円

・ 充当割合 全額充当 政務活動のため
 ・ 充当額 347 円

上・下水道料金 納入通知書兼領収書
 NOTICE OF AMOUNT OF WATER/SEWERAGE CHARGE&RECEIPT

お客様番号
 CUSTOMER No.
 04-375-00-014

令和 6年 9月 2日発行
 令和 6年 8月分

北谷町字桑江616番地2
 米須 清一郎 様

納期限 DUE-DATE 令和 6年 9月30日

用 途	口径(mm)	メーター番号
営業用	13	E-6166
使用期間	R06. 07. 15~R06. 08. 15	
使用水量	98 ml	内 消 費 税
上水道料金	15,378 円	10% 1,398 円
下水道使用料	7,480 円	10% 680 円
合計TOTAL	22,858 円	2,078 円

上記の通り納入されるよう通知いたします。

北谷町上下水道事業
 北谷町長 渡久地 政志
 MAYOR OF CHATAN TOWN
 登録番号 T7800020002830

収納代行DSK電算システム
 ※領収書及びレシートは
 払込の証拠になります
 ので、受領後5年間大切に
 保管してください。
 ※本書に領収日付印のない
 もの、又は金額を訂正し
 たものは、無効です。

北谷町上下水道課
 ☎ (098)936-3923 (収入印紙不要) (お客様控え)

領収日付印
 72182

上・下水道料金 納入通知書兼領収書
 NOTICE OF AMOUNT OF WATER/SEWERAGE CHARGE&RECEIPT

お客様番号
 CUSTOMER No.
 04-375-00-014

令和 6年12月16日発行
 令和 6年 9月分

北谷町字桑江616番地2
 米須 清一郎 様

納期限 DUE-DATE 令和 6年12月16日

用 途	口径(mm)	メーター番号
営業用		
使用期間	R06. 08. 15~R06. 09. 15	
使用水量	1 ml	内 消 費 税
上水道料金	円	円
下水道使用料	247 円	10% 22 円
督促実費金	100	
合計TOTAL	347 円	22 円

上記の通り納入されるよう通知いたします。

北谷町上下水道事業
 北谷町長 渡久地 政志
 MAYOR OF CHATAN TOWN
 登録番号 T7800020002830

収納代行DSK電算システム
 ※領収書及びレシートは
 払込の証拠になります
 ので、受領後5年間大切に
 保管してください。
 ※本書に領収日付印のない
 もの、又は金額を訂正し
 たものは、無効です。

北谷町上下水道課
 ☎ (098)936-3923 (収入印紙不要) (お客様控え)

領収日付印
 6.12.16

事務所費

・ 充当割合 全額充当 政務活動のため
・ 充当額 347 円

・ 充当割合 全額充当 政務活動のため
・ 充当額 247 円

・ 充当割合 全額充当 政務活動のため
・ 充当額 247 円

上・下水道料金 納入通知書兼領収書
NOTICE OF AMOUNT OF WATER,SEWERAGE CHARGE&RECEIPT

お客様番号 CUSTOMER No. 04-375-00-014	
令和 6年12月16日発行	
令和 6年10月分	
北谷町宇桑江616番地2 米須 清一郎 様	
納期限 DUE-DATE	令和 6年12月16日
用 途	口径(mm) メーター番号
営業用	
使用期間	R06.09.15~R06.10.15
使用水量	1 m ³ 内 消費 税
上水道料金	円 円
下水道使用料	247 円 10% 22 円
督促実費金	100
合計TOTAL	347 円 22 円

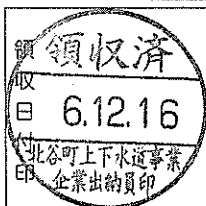
上記の通り納入されるよう通知いたします。

北谷町上下水道事業
北谷町長 渡久地 政志
MAYOR OF CHATAN TOWN

登録番号 T7800020002830
収納代行DSK電算システム

※領収書及びレシートは
払込の証拠になります
ので、受領後5年間大切に
保管してください。
※本書に領収日付印のない
もの、又は金額を訂正し
たものは、無効です。

北谷町上下水道課
☎ (098)936-3923 (収入印紙不要) (お客様控え)



上・下水道料金 納入通知書兼領収書
NOTICE OF AMOUNT OF WATER,SEWERAGE CHARGE&RECEIPT

お客様番号 CUSTOMER No. 04-375-00-014	
令和 6年12月16日発行	
令和 6年11月分	
北谷町宇桑江616番地2 米須 清一郎 様	
納期限 DUE-DATE	令和 6年12月16日
用 途	口径(mm) メーター番号
営業用	
使用期間	R06.10.15~R06.11.15
使用水量	4 m ³ 内 消費 税
上水道料金	円 円
下水道使用料	247 円 10% 22 円
合計TOTAL	247 円 22 円

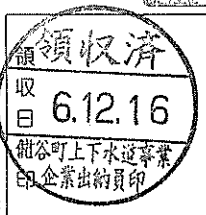
上記の通り納入されるよう通知いたします。

北谷町上下水道事業
北谷町長 渡久地 政志
MAYOR OF CHATAN TOWN

登録番号 T7800020002830
収納代行DSK電算システム

※領収書及びレシートは
払込の証拠になります
ので、受領後5年間大切に
保管してください。
※本書に領収日付印のない
もの、又は金額を訂正し
たものは、無効です。

北谷町上下水道課
☎ (098)936-3923 (収入印紙不要) (お客様控え)



上・下水道料金 納入通知書兼領収書
NOTICE OF AMOUNT OF WATER,SEWERAGE CHARGE&RECEIPT

お客様番号 CUSTOMER No. 04-375-00-014	
令和 7年 1月 6日発行	
令和 6年12月分	
北谷町宇桑江616番地2 米須 清一郎 様	
納期限 DUE-DATE	令和 7年 1月31日
用 途	口径(mm) メーター番号
営業用	
使用期間	R06.11.15~R06.12.15
使用水量	0 m ³ 内 消費 税
上水道料金	円 円
下水道使用料	247 円 10% 22 円
合計TOTAL	247 円 22 円

上記の通り納入されるよう通知いたします。

北谷町上下水道事業
北谷町長 渡久地 政志
MAYOR OF CHATAN TOWN
登録番号 T7800020002830

収納代行DSK電算システム

※領収書及びレシートは
払込の証拠になります
ので、受領後5年間大切に
保管してください。
※本書に領収日付印のない
もの、又は金額を訂正し
たものは、無効です。

北谷町上下水道課
☎ (098)936-3923 (収入印紙不要) (お客様控え)



事務所費

・ 充当割合 全額充当 政務活動のため
・ 充当額 2,227 円

・ 充当割合 全額充当 政務活動のため
・ 充当額 2,227 円

・ 充当割合 全額充当 政務活動のため
・ 充当額 2,227 円

上・下水道料金 納入通知書兼領収書
NOTICE OF AMOUNT OF WATER, SEWERAGE CHARGE & RECEIPT

お客様番号
CUSTOMER No.
04-375-00-014

令和 7年 2月 3日発行
令和 7年 1月分

北谷町字桑江616番地2
米須 清一郎 様

納期限 DUE-DATE	令和 7年 2月28日
--------------	-------------

用 途	口径(mm)	メーター番号
営業用	13	E-6166
使用期間	R06. 12. 15~R07. 01. 15	
使用水量	3 m	内 消費 税
上水道料金	1,980 円	10% 180 円
下水道使用料	247 円	10% 22 円
合計TOTAL	2,227 円	202 円

上記の通り納入されるよう通知いたします。

北谷町上下水道事業
北谷町長 渡久地 政志
MAYOR OF CHATAN TOWN
登録番号 T7800020002830

収納代行DSK電算システム
※領収書及びレシートは
払込の証拠になります
ので、受領後5年間大切に
保管してください。
※本書に領収日付印のない
もの、又は金額を訂正し
たものは、無効です。

北谷町上下水道課
☎ (098)936-3923 (収入印紙不要) (お客様控え)

領収 72033
日付 25.2.11
印 501067

上・下水道料金 納入通知書兼領収書
NOTICE OF AMOUNT OF WATER, SEWERAGE CHARGE & RECEIPT

お客様番号
CUSTOMER No.
04-375-00-014

令和 7年 3月 3日発行
令和 7年 2月分

北谷町字桑江616番地2
米須 清一郎 様

納期限 DUE-DATE	令和 7年 3月31日
--------------	-------------

用 途	口径(mm)	メーター番号
営業用	13	E-6166
使用期間	R07. 01. 15~R07. 02. 15	
使用水量	1 m	内 消費 税
上水道料金	1,980 円	10% 180 円
下水道使用料	247 円	10% 22 円
合計TOTAL	2,227 円	202 円

上記の通り納入されるよう通知いたします。

北谷町上下水道事業
北谷町長 渡久地 政志
MAYOR OF CHATAN TOWN
登録番号 T7800020002830

収納代行DSK電算システム
※領収書及びレシートは
払込の証拠になります
ので、受領後5年間大切に
保管してください。
※本書に領収日付印のない
もの、又は金額を訂正し
たものは、無効です。

北谷町上下水道課
☎ (098)936-3923 (収入印紙不要) (お客様控え)

領収 72033
日付 25.3.26
印 501067

上・下水道料金 納入通知書兼領収書
NOTICE OF AMOUNT OF WATER, SEWERAGE CHARGE & RECEIPT

お客様番号
CUSTOMER No.
04-375-00-014

令和 7年 4月 1日発行
令和 7年 3月分

北谷町字桑江616番地2
米須 清一郎 様

納期限 DUE-DATE	令和 7年 4月30日
--------------	-------------

用 途	口径(mm)	メーター番号
営業用	13	E-6166
使用期間	R07. 02. 15~R07. 03. 15	
使用水量	1 m	内 消費 税
上水道料金	1,980 円	10% 180 円
下水道使用料	247 円	10% 22 円
合計TOTAL	2,227 円	202 円

上記の通り納入されるよう通知いたします。

北谷町上下水道事業
北谷町長 渡久地 政志
MAYOR OF CHATAN TOWN
登録番号 T7800020002830

収納代行DSK電算システム
※領収書及びレシートは
払込の証拠になります
ので、受領後5年間大切に
保管してください。
※本書に領収日付印のない
もの、又は金額を訂正し
たものは、無効です。

北谷町上下水道課
☎ (098)936-3923 (収入印紙不要) (お客様控え)

領収 72033
日付 25.4.13
印 501067

統一様式一①

經費區分別支出一覽表

經費區分

事務費

[illegible]

・ 充当割合 全額充当 政務活動のため
 ・ 充当額 148,500 円

領 収 証

米須 清一郎

様

No. 000053

2025 年 3 月 31 日

金 額

¥148,500-

但し、パソコンリース料として(7月～3月)
 上記の通り、正に領収いたしました。



沖縄情報システム株式会社

沖縄県宜野湾市真志喜1丁目11番12号

コモンズ2階

〒 901-2224

電話 098-897-3113

FAX 098-870-2001

